

令和2年度 第3回 保倉区地域協議会
次 第

日時：令和2年7月8日（水）午後6時～

会場：保倉地区公民館 1階 研修室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

【報告事項】

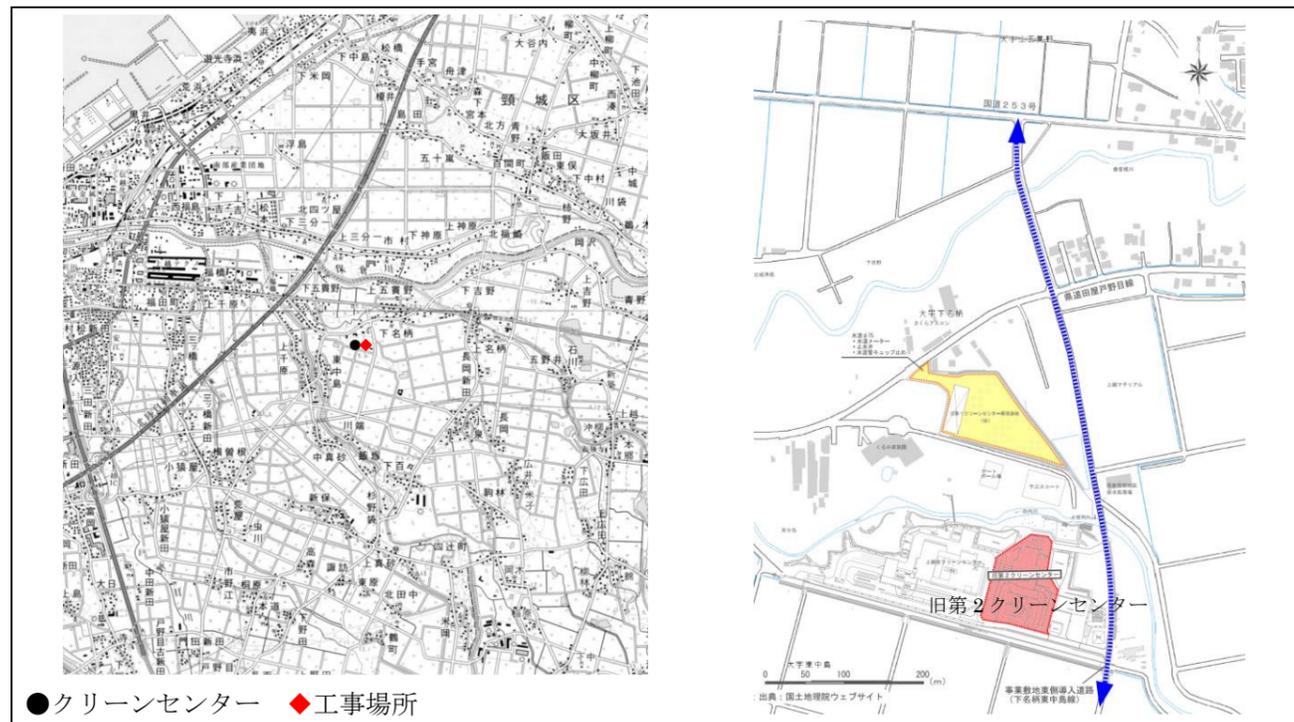
- ・旧第2クリーンセンターの解体工事について
- ・「公の施設の再配置計画」の取組について

4 そ の 他

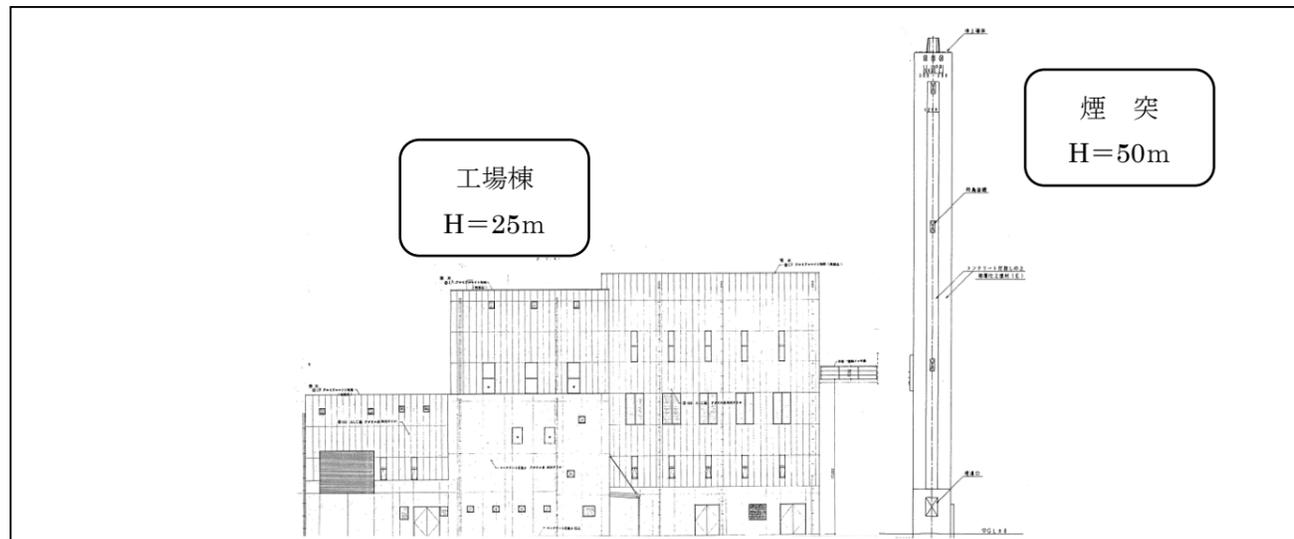
5 閉 会

旧第2クリーンセンターの解体工事について

1. 施工位置図



2. 工事対象施設の概要



- 1) 施設名称：旧第2クリーンセンター
- 2) 施設規模：98 t/日 (49 t/日×2 炉) 准連続ストーカ式焼却方式
- 3) 解体対象施設
 - (1) 工場棟 地上4階建て、鉄筋コンクリート造
 - (2) 煙突 高さ50m、鉄筋コンクリート造
 - (3) 外構構造物 アスファルト舗装、ランプウェイ等
 - (4) 仮設管理・計量棟 地上1階建て、鉄骨造

3. 工事概要

- 1) 工事名：旧第2クリーンセンター除却工事
- 2) 工期：令和2年6月17日から令和4年6月30日まで
- 3) 発注者：上越市（生活環境課）
- 4) 施工業者：福田・田中 共同企業体
- 5) 工事内容

(1) 仮設及び準備工事	(6) 煙突解体工事
(2) 外壁塗膜等除去工事	(7) 工場棟解体工事
(3) ダイオキシン類除却工事	(8) 杭撤去工事
(4) 仮設管理・計量棟解体工事	(9) 外構構造物解体工事
(5) 焼却施設解体工事	(10) 敷地整地工事

4. 主要工事工程

	令和2年度												令和3年度												令和4年度					
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6					
仮設準備		■																												
アスベスト除去			■																											
ダイオキシン除去																														
解体																														
仮設管理計量棟			■																											
焼却施設																														
煙突																														
工場棟																														
杭撤去																														
外構構造物																														
敷地整地																														

5. 工事に関する連絡先

- 1) 発注者 上越市 生活環境課
 - (1) 平日昼間 025-520-2088 (直通) (主任監督員：星野 一利、主任：竹内 洋平)
 - (2) 休日・夜間 080-8819-6252 (主任監督員：星野 一利、主任：竹内 洋平)
- 2) 施工業者 福田・田中 共同企業体
 - (1) 平日昼間 080-3300-7241 (現場代理人：小田 秀樹)
 - (2) 休日・夜間 080-3300-7241 (現場代理人：小田 秀樹)

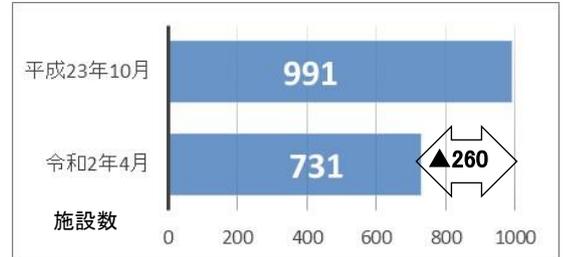
070-1043-9091 (主任技術者：岩崎 祐一)

「公の施設の再配置計画」の取組について

1 公の施設の再配置の取組状況と現状と課題について

(1) これまでの取組状況

市町村合併後、公の施設の廃止や譲渡を進め、平成23年10月時点で991施設あった公の施設は、令和2年4月1日現在、731施設となっています。



(2) 現状と課題

現 状

○人口推計

合併当時21万人であった人口は、減少傾向が続いており、令和27年には、推計で約14万人となる見込み。

(R2.4.1現在の人口：190,042人)

○財源不足

市の財政は、歳出が歳入を上回るため、財源不足を基金の取崩しで補う状況が続く見込み。

(R2～R4年度で49.6億円の取崩しを予定しており、また、R5以降においても収支均衡を図る目途がたっていない。)

○公の施設の状況

- 多くの施設の老朽化に伴う、維持管理経費と更新費用増加の見込み。

(今後40年間の維持・更新費用試算額：約4,325億円)

- 合併前の各市町村で進めた施設整備により多くの類似施設を保有している。(温浴施設、体育館など)

課 題

- 人口の減少

- 施設機能の重複する配置

- 施設更新、維持管理に係る財政負担の抑制

- 施設機能の適正な維持

*老朽化する施設に対する計画的な修繕の実施、機能を維持するための複合化(機能集約)

2 公の施設の再配置計画（個別施設計画）について

(1) 公の施設の再配置の必要性

将来予測される人口減少や収支不足の市の財政状況等を踏まえ、今後、施設の老朽化がますます進行し、大規模修繕や更新が見込まれる中、多くの施設を現状のまま維持していくことは困難な状況です。

このような状況の下、今を生きる私たちは、地域の皆さんと共に、子どもや孫など次代を担う世代が今後も安心して暮らすことができる将来を見据え、教育や福祉を始めとした市民生活を支える基礎的なサービスを安定的に提供していくためにも、施設の廃止や機能の集約を行う必要があります。

また、継続すべき施設については、末永く利用していただくため、適切に維持・管理し、長寿命化を図ることとしています。

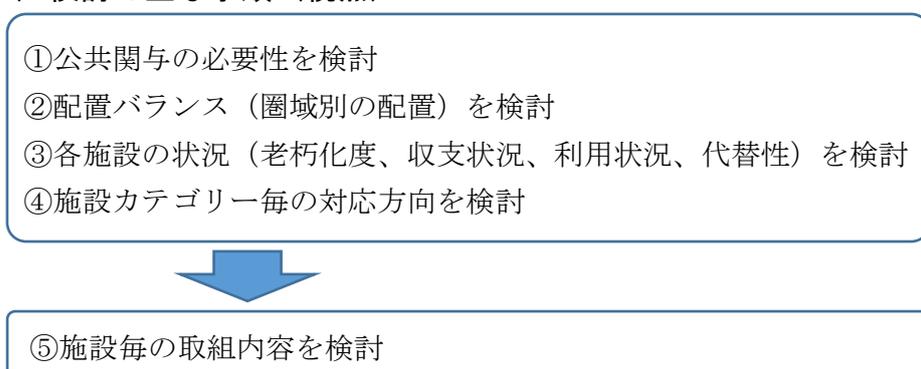
(2) 計画期間

- 令和3年度～令和12年度の10年間とし、令和7年度に見直しを行います。

(3) 公の施設の再配置における取組方針

取組方針	具体的な取組
①人口や財政状況を踏まえ施設の配置を検討	廃止（休止） 用途の変更
②地域の実情を踏まえ施設の配置を検討	機能の集約
③利用状況を踏まえ適切な管理者によるサービス提供を検討	民間譲渡 貸付又は譲渡
④長期にわたり利用促進を図るため計画的な修繕等について検討	施設の長寿命化

(4) 検討の主な手順（視点）



3 スケジュールについて

時 期	内 容
H31. 3～	○ 全 28 区の地域協議会に第 6 次上越市行政改革推進計画の策定に伴い行政改革の取組の概要を説明
R1. 10～11	○ 全 28 区の地域協議会に今後の「公の施設の再配置計画」の取組について説明
R1. 12～R2. 3	○ 地域協議会に公の施設の再配置の取組状況を報告 ○ 関係者との協議（利用者、地元町内会、その他影響が想定される団体等） ※再配置に伴う課題に対する対応策をあわせて協議し再配置計画に反映
R2. 4～	○ 関係者との協議（協議未了の施設）【施設所管課】
R2. 7～9	○ 地域協議会に関係者との協議に基づき作成した再配置候補施設リストを示す。 【行政改革推進課・施設所管課】 ※再配置に伴う課題に対する対応策をあわせて協議し再配置計画に反映
R2. 11	○ 再配置計画（案）の作成【行政改革推進課】
R2. 11～R3. 2	○ 所管事務調査（総務常任委員会）【行政改革推進課】 ○ パブリックコメントの実施（計画案の公表）【行政改革推進課】
R3. 3	○ 公の施設の再配置計画（個別施設計画）策定・公表【行政改革推進課】
〈参考〉 【計画策定後】	公の施設の再配置の実施 ○関係者と正式協議（方針決定） ○地域協議会に諮問 ➡ 答申 ○市議会で議決 ➡ 施設の再配置（廃止、譲渡等）
R3. 4～R12. 3	